

決議事項要約
国際理事会会議
ドイツ・ハンブルク
2013年6月30日～7月3日

監査委員会

1. 地区ガバナー経費請求の処理についてのグランドソートン社による監査結果を確認。著しい例外事項は見つからなかった。

会則及び付則委員会

1. 4-L6 地区 (米カリフォルニア州)、322-D 地区 (インド)、323-C 地区 (インド)の第二副地区ガバナー選挙に対する抗議申立てを却下し、下記をそれぞれの地区における 2013～2014 年度第二副地区ガバナーと宣言。
 - ライオン John Ruiz - 4-L6 地区 (米カリフォルニア州)
 - ライオン S.K.Dhar - 322-D 地区 (インド)
 - ライオン Ashok Gupta - 323-C 地区 (インド)
2. 301-A2 地区 (フィリピン) の第二副地区ガバナー選挙に対する抗議申立てを支持し、301-A2 地区で行われた 2013～2014 年度第二副地区ガバナー選挙を無効とするとともに、2013～2014 年度第二副地区ガバナー職は空席であり、第二副地区ガバナーの空席は国際及び地区の会則及び付則に従って補充されるものと宣言。さらに手数料は、100 米ドルを差し引いた額が抗議申立人に返金されることを宣言。
3. 301-D1 地区 (フィリピン) の第二副地区ガバナー選挙に対する抗議申立てを支持し、301-D1 地区で行われた 2013～2014 年度第二副地区ガバナー選挙を無効とするとともに、2013～2014 年度第二副地区ガバナー職は空席であり、第二副地区ガバナーの空席は国際及び地区の会則及び付則に従って補充されるものと宣言。さらに手数料は、100 米ドルを差し引いた額が抗議申立人に返金されることを宣言。
4. 308-A2 地区 (マレーシア) の第二副地区ガバナー選挙に対する抗議申立てを支持し、308-A2 地区で行われた 2013～2014 年度第二副地区ガバナー選挙を無効とするとともに、2013～2014 年度第二副地区ガバナー職は空席であり、第二副地区ガバナーの空席は国際及び地区の会則及び付則に従って補充されるものと宣言。さらに手数料は、100 米ドルを差し引いた額が抗議申立人に返金されることを宣言。
5. 理事会方針書第 7 章および第 15 章に記載されている地区紛争処理手順および複合地区紛争処理手順を改め、調停者選任の時期を明確なものに改定。

大会委員会

1. 早期登録料金による登録締切日と代表団ホテル割当締切日を、大会が行われる暦年の1月の第2週まで延長。

地区及びクラブ・サービス委員会

1. モンテネグロ共和国における2013～2014年度のコーディネーター・ライオンを任命。
2. モルドバ共和国における暫定ゾーン新設を承認。
3. ステータスクオ処分を受けたクラブに対する公認ガイディング・ライオン任命を義務付ける方針を設定。
4. 地区ガバナーが地区大会または複合地区大会の90日前までクラブをステータスクオ処分とする要請ができるよう、方針を改定。
5. 会費や他の納入金請求に対して10米ドル以下の未納残高があるクラブが他の義務についてグッドスタンディングである限り、グッドスタンディングとみなされるよう、方針を改定。
6. 地区ガバナー経費に関する監査規定が、複合地区により主催される場合にのみ複合地区行事への旅費をカバーするものであることを明確化。この変更は、2014年7月1日に発効。
7. 地区再編成案には会員増強および指導力育成に向けた計画が含まれなければならないとともに再編成案の考察は10月の理事会会議においてのみ行われるものとするよう、方針を変更。
8. グローバル会員増強チーム（GMT）とグローバル指導力育成チーム（GLT）におけるエリアリーダー数を40名から41名に変更。

財務及び本部運営委員会

1. 投資に関わる日常的な書類には、財務及び本部運営委員会に代わり協会本部の会計課長が署名できるようにすることを承認。
2. 黒字となる2012～2013年度第4四半期収支予想を承認。
3. 財務及び本部運営委員会とともに考察が行われる、収支予想に影響を与える理事会への提案に関して、理事会方針を改定。すべての案は以下を含むものとする。
 - 現行会計年度に予想される経費及び今後2年間の経費見積もり。
 - 部の戦略的取り組み及び目標並びに目的に及ぼす影響についての簡潔な説明。
4. 黒字となる2013～2014年度最終予算を承認。
5. 2013～2014年度の理事会会議開催時期を理由に、財務及び本部運営委員会は推奨年間収支予想を、1月の執行委員会会議で審議されるべく提出しなければならないとする理事会方針に関して例外を承認。

6. 運営役員及び部長の年次健康診断に関して、些末な事務的処理を承認。
7. 2014年7月1日を発効日として、執行役員、国際理事、元国際会長、元国際理事、並びに地区ガバナーの経費支払請求書の提出期限を120日から60日に変更することを承認。
8. 2012年6月17日～21日の理事会会議で承認された財務及び本部運営委員会からの第5決議を全文撤回し、以下と置換。
 - a. 前国際会長及び第一副会長は、すべてのエリア・フォーラムに参加することができる。第二副会長は、所属会則地域のエリア・フォーラムに参加することができる。食費及び宿泊費は、本協会によって支払われ、各役員の旅行予算で賄われる。
9. 現地の法令により別の規定が設けられている場合を除き、地区ガバナー、公認スピーカー任務、地区内予算にかかわる経費支払い請求については署名の必要性を排除。この方針は、すべての予算に適用されるとは限らないので、経費支払請求書を提出する前に該当する方針を確認することが役員に推奨される。

LCIF

1. 視力ファーストの資産配分を次のように変更：株式 30%、確定利付き債券 70%。
2. グローバル・パートナーとしての活動拡張を支援するため、スペシャルオリンピックスとの覚書（MOU）作成を承認。MOUの有効期間は5年間となり、年間予算が毎年承認されることを条件とした総額780万ドルに及ぶ支援についての概要が記述される。
3. 糖尿病予防および抑制プログラムを四大交付金優先事業として扱う期間を2015年6月30日までと2年間延長。
4. ライオンズクエスト地域社会パートナーシップ用交付金として利用する200,000米ドルの交付金プログラムの更新を承認。
5. 総額1,342,203米ドルとなる合計29件の一般援助交付金、国際援助交付金、四大交付金申請を承認。
6. ヒマラヤ地域で発生した洪水の被災地援助に向け321複合地区に対する10万ドルの大災害援助交付金を承認し、この取り組みをリードする委員会における指導者を任命。
7. 195,328米ドルの視力ファースト交付金（1634/324-A8）を承認。
8. 318-B地区および323-C地区からの交付金申請はすべて、即時発効の一時停止措置とすることを決定。両地区へは、2013年9月30日までにLCIFに交付資金を返済するよう指示した。資金が返済されなかった場合にはこの措置は2015年12月31日までに有効となるものとする。
9. LCIFステアリング委員会に2名の一般会員を含めるとともに、LCIFのボランティア体制をさらに支援するため委員会メンバーの役割および責任を強化することによる同委員会への変更を反映させるべく、LCIF運営方針書を改訂。
10. 更新された視力ファーストの方針と基準を含めるため、LCIF運営方針書を改訂。

11. LCIF 運営方針書を改訂し、LCIF 一般とライオンズクエストの両方の銀行取引に関する記載箇所の情報を更新するとともに、その両箇所に、LCIF 財務アナリストを署名権限保有者として追加。
12. 2名の一般会員を加えるという LCIF ステアリング委員会への変更を反映させるべく、理事会方針書第 16 章を改訂。
13. LCIF の口座についての銀行取引に関する情報を更新するとともに LCIF 財務アナリストを署名権限保有者として加えることにより、理事会方針書第 16 章を改訂。

リーダーシップ委員会

1. ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン（設けられている場合）を地区レベルのグローバル指導力育成チーム（地区 GLT）に追加。

会員増強委員会

1. 即時発効の規定として、レオ・ライオンズクラブ結成に際して、チャーター費免除の対象となるためには、10名のレオ・ライオンが少なくとも1年と1日レオクラブに所属していなければならないとすることを決定。
2. 2013年7月1日発効の、家族会員の入会費再導入および証明手順への変更を反映させるべく、理事会方針を更新。
3. ゾーン・チェアパーソンを地区 GMT コーディネーター・チームのメンバーとして追加。これは即時発効となる。
4. 地区の GMT/GLT 体制を活用するため、クラブ会員委員長の責任および職務を更新。これは即時有効となり、クラブが会員増強と会員の満足度向上を優先事項とする上で役立つだけでなく、クラブの取り組みをリードするクラブチームの結束にもつながる。
5. クラブ支部プログラムへの変更が資金、会費、解散、会員招聘、クラブ出席の規定等において、クラブ支部の自立性を高めるものであると確認。

PR委員会

1. 国際協会創立 100 周年記念において支援を得るため、マーケティング会社のサービス確保を決定。

奉仕事業委員会

1. 2012～2013 年度ベスト・レオ賞受賞者を決定。
2. ライオンズ眼鏡リサイクルセンター（LERC）は LERC 指針ではなく、理事会方針を遵守しなければならないことを明確にするべく、ライオンズクラブ国際協会

眼鏡リサイクルプログラムに関する理事会方針書の文言を変更。これは 2013 年 7 月 1 日発効。

3. 優秀努力賞に関連する理事会方針書の文言を、「視力保護盲人福祉」から公認プログラム名である「視力保護、教育及び活動」に変更。
4. 2014 年 2 月 1 日をもって理事会方針書第 23 章第 11 条から、レオの新会員入会費に言及する箇所を削除。
5. 2014 年 2 月 1 日をもって、理事会方針書第 23 章におけるレオの新会員入会費に言及する箇所を削除。
6. スポンサーのライオンズクラブはレオクラブの紋章が付いた商品を国際協会クラブ用品部から確保できる旨、理事会方針書第 23 章の文言を改定。
7. 2014 年 2 月 1 日をもって理事会方針書第 23 章から、ライオンズクラブ国際協会はスポンサー・ライオンズクラブを通してレオクラブ会員証を交付するとある文言を削除。
8. 2014 年 2 月 1 日をもって理事会方針書第 23 章から、レオ新会員キットの中身および費用に言及する文言を削除。
9. 2014 年 2 月 1 日をもって理事会方針書第 23 章から、レオ新会員キット送料実費に言及する箇所を削除。

上記決議事項のいずれかに関する詳細は、国際協会公式ウェブサイト (www.lionsclubs.org) でご覧いただくか、国際本部（電話：630-571-5466）にお問い合わせください。